

道路施設のデータベースを整備及び管理運営する  
DB管理運営機関に関する公募

【応募要領】

令和3年7月

国土交通省道路局  
国道・技術課

## 1. 概要

### (1) 目的

国土交通省道路局では令和3年7月に開催した「第3回道路技術懇談会(座長:久田真東北大学大学院教授)」において、道路分野の維持管理についてデータを活用した更なる効率化・高度化に資する技術開発を促進するため、国、地方公共団体及び高速道路会社等の道路施設毎の点検等データを収集し提供できる基盤としてデータベースを整備し、持続的に管理・運営が可能な体制を構築することとなった。

このため、道路施設毎(基礎データ<sup>(注1)</sup>、橋梁、トンネル、道路附属物、舗装、土工)のデータベースの整備及び管理運営を行う機関(以下、「DB管理運営機関」という)を公募するものである。

注1) 全構造物の諸元、診断の判定区分、措置着手状況等のデータ

### (2) DB管理運営機関の事業内容

DB管理運営機関は、道路分野の維持管理の更なる効率化・高度化に向け、道路施設毎(基礎データ、橋梁、トンネル、道路附属物、舗装、土工)について、各データベースを整備し、点検等データを収集するとともに持続的にデータベースを管理・運営するため、以下の事業を実施する。

#### 1) データベース検討・設計

DB管理運営機関は、国土交通省が定める定期点検要領等を踏まえ、データベースに必要とされるデータ項目、有料・無料、公開・非公開等のデータ属性等を検討し、データベースを設計する。

#### 2) データベースシステム機能の検討・設計

DB管理運営機関は、1)の検討を踏まえ、運営管理システムとして必要とされる機能を検討・設計する。

#### 3) データベースシステム運用環境の検討

DB管理運営機関は、1)、2)の検討を踏まえ、当該システムに必要となるサーバ及びネットワーク等の運用環境を検討する。なお、データベースシステムは、ブラウザー環境で稼働するWeb型システムとし、必要なセキュリティ及びデータバックアップ環境を確保するものとする。

#### 4) データベースシステム構築

DB管理運営機関は、1)～3)の検討を踏まえ、必要なデータベースシステムを構築する。

#### 5) 既存データの登録

DB管理運営機関は、既存データを収集し、登録に必要なデータ形式に変更したうえで、4)で構築したデータベースシステムに登録する。

#### 6) APIの検討・整備

DB管理運営機関は、当該データベースシステムが他の関連システム（国、他機関）に対して、情報提供を行うためのAPIについて、必要な仕様検討を行うとともに、データベースシステムに整備する。

#### 7) データベースの管理運営

DB管理運営機関は、持続的かつ安全に情報を提供することができるよう、点検データを収集するとともにデータベースを適切に管理運営する。

なお、管理運営の開始時期は令和4年4月を予定しているが、国土交通省との協議により決定することとする。

### (3) 事業期間

DB管理運営機関としての事業期間は令和6年3月31日までとする。

## 2. 応募に関する要件等

### (1) 応募書類の提出者に対する要件

以下の①～⑥の全てを満たす者

- ① 公平性・公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であり、データベースの整備及び管理運営に係る実施体制を組むことができること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」により誓約した者であること。
- ⑤ 道路維持管理のデータベースに関する業務実績（平成23年度以降）を1件以上有すること。

⑥ 道路技術懇談会の構成員（関係団体）ではないこと。

(2) 配置予定管理技術者に対する要件

①配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格を有する者とする。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、応募書類の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも応募書類を提出することができるが、この場合、応募書類提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、申請者が応募に関する要件等の認定を受けるためには、審査結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- ・ 技術士（総合技術監理部門）
- ・ 技術士（建設部門）
- ・ RCCM（建設関連部門）
- ・ 工学博士（建設関連分野）
- ・ 土木学会認定資格（特別上級技術者又は上級技術者又は1級技術者）

②配置予定管理技術者に必要とされる業務の実績等

配置予定管理技術者は、道路維持管理のデータベースに関する業務実績（平成23年度以降）を1件以上有すること。なお、管理技術者が事業実施にあたり著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を以下の〔1〕、〔2〕の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- 〔1〕 当該管理技術者と同等以上の業務等実績を有する者
- 〔2〕 当該管理技術者と同等以上の技術者資格を有する者

(3) 事業の実施に関する要件

- 〔1〕 データベースの管理運営に必要な諸費用の範囲でデータベースの登録料及び利用料を設定することとし、利益を生じさせないこと。
- 〔2〕 データベースの登録料及び利用料は、国土交通省と協議のうえ決定すること。
- 〔3〕 データベースの管理運営に関する収支状況については、他の経費と区分し、本事業のみの収支について収支報告書を作成し、国土交通省に提出すること。
- 〔4〕 データベースのデータは、データ登録者（施設管理者）が合意した範囲

で公開すること。

〔5〕データベースのデータは、DB管理運営機関が自ら利用する場合も含め、全ての利用者に対して、公平な利用条件とすること。

〔6〕令和5年度末まで責任をもって事業を実施すること。

### 3. 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省道路局国道・技術課技術企画室（担当：掛田、木村、小木曾）

電話：03-5253-8498 F A X：03-5253-1620

電子メール：hqt-dourodatabse@gxb.mlit.go.jp

### 4. 応募要領の内容についての質問

1) 質問は文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電子メール（着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：3. に同じ

②質問の受付期間：令和3年7月15日（木）～令和3年8月9日（月）

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9:30から18:15まで

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から10日間（休日を含まない）以内に担当窓口まで電子メールにより行うものとする。

### 5. 応募書類作成及び記載上の留意事項

#### (1) 応募書類作成の基本事項

応募書類は、データベースの整備及び管理運営における具体的な取組体制等について申請を求めるものであり、成果の一部について提出を求めるものではない。本応募要領において記載された事項以外の内容を含む応募書類又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない応募書類については、申請を無効とする場合があるので注意すること。

#### (2) 応募書類の作成方法

応募書類の様式は別添3〔様式—1～7はA4判、様式—8はA3判〕に示す通りとし、複数の道路施設分野に申請する場合は、別紙2に示す申請する道路施設分野毎（基礎データ、橋梁、トンネル、道路附属物、舗装、土工）に作成すること。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

### (3) 応募書類の内容に関する留意事項

記載内容	記載にあたっての留意事項
応募書類の提出者の業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路維持管理のデータベースに関する業務実績（平成23年度以降）を有すること。</li><li>・記載様式は様式-2とする。</li></ul>
配置予定の技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定の管理技術者について経歴等を記載する。</li><li>・記載様式は様式-3とする。</li></ul>
配置予定の技術者の業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定の管理技術者が過去に従事した道路維持管理のデータベースに関する業務実績（平成23年度以降）について記載する。</li><li>・応募書類の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li><li>・記載様式は様式-4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。</li></ul>
当該業務の実施体制（業務実施体制）	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。</li><li>・担当技術者は申請する道路施設分野に代表技術者1名ずつ最大3名まで記載する。</li><li>・応募書類の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合には企業名等を記載すること。</li><li>・記載様式は様式-5とする。</li></ul>
当該業務の実施上の提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・各道路施設分野においてデータを活用した技術開発を促進するための基盤としてのデータベースのあり方に関する着眼点を提案する（A4判1枚程度）。</li><li>・記載様式は様式-6とする。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出要請に対する意見、本事業を行う上での改善提案等があれば記載する。</li><li>・記載様式は様式-7とし、A4判1枚以内に記載する。</li></ul>
DB管理運営機関に関する申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>・記載様式は様式-8とする。</li><li>・提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた実施規約（様式-8に添付）に同意し、履行を確約するものとする。</li><li>・実施規約に同意し、履行を確約した場合のみ、応募書類を提出するものとする。</li></ul>

### (4) 作成時に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

### (5) 応募書類の無効

書類について、応募要領及び実施規約に示された条件に適合しない場合は無効と

することがある。

## 6. 実施規約の同意

- 1) 応募書類の提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた実施規約（様式—8に添付）に同意し、履行を確約するものとする。
- 2) 実施規約に同意し、履行を確約した場合のみ、応募書類を提出するものとする。

## 7. 応募書類の提出方法、提出先、提出期限

- 1) 提出方法：1部を持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メールによること（電子メールの場合には着信確認すること）。なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外の提出は無効とする。
  - ・PDFファイルに限る。
  - ・ファイルは1つに統合し、総量は極力3メガバイト以内とすること。
  - ・プリントアウト時に既定の枚数以内となりように設定しておくこと。なお、送信された企画提案書のプリントアウトは白黒印刷で行う。
- 2) 提出先：3. に同じ
- 3) 提出期限：令和3年8月20日（金）

## 8. ヒアリング

- 1) 提出された応募書類について不明な箇所がある場合、ヒアリングを実施することがある。書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- 2) ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。
- 3) ヒアリングの説明に際しては、提出した応募書類のみを使用すること。提出した応募書類以外の資料を使用した場合、提出された応募書類は無効とする。また、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- 4) ヒアリングに出席しない場合は応募の意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむをえない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合にはその旨を理由とともに書面（書式自由、ただし、A4判とする）にて提出すること。

## 9. DB管理運営機関の選定

道路技術懇談会において、提出者から提出された資料をもとに、応募要件の適否等を審査し、DB管理運営機関として選定する者を決定する。

## 1 0. 審査結果の通知・公表について

### (1) 審査結果の通知

応募書類の提出者に対して、選定または非選定の結果について文書で通知する。

### (2) 選定結果の公表

選定された者について、国土交通省道路局ホームページで公表する。

### (3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- ①選定の通知を受けた者が、虚偽その他の不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ②選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ③その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

## 1 1. 非選定理由に関する事項

1) 上記1 0. 1) の選定されなかった通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由、ただし、A 4判とする）を持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール（着信を確認すること）により、非選定理由について説明を求めることができる。

2) 上記1) の回答は、書面により行う。

3) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通り。

①受付場所：3. に同じ

②受付日時：通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の9:30 から18:15 まで

## 1 2. 費用負担について

1) 応募資料の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は提出者の負担とする。

2) データベースの管理運営に必要となる費用は、登録料及び利用料を充てることとする。データベースの整備に必要となる費用は、国土交通省が負担する。なお、詳細については、別途国土交通省と協議するものとする。

## 1 3. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ



#### 1 4. その他留意事項

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 提出期限までに担当部局に到達しなかった応募書類は、いかなる理由を持っても選定されない。
- 3) 応募書類を提出する際は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）を承諾のうえ、提出しなければならない。
- 4) 選定されなかった場合、提出された応募書類は当方で破棄する。また提出された応募書類はDB管理運営機関の選定以外の目的では提出者に無断で使用しない。なお、選定された者の応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 5) 選定された者は、公募を実施した結果、本事業を行うに適する者として選定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- 6) 応募書類の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、応募書類に記載した予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、他部署等への異動、退職、死亡等のやむをえない理由がある場合には、同等以上の技術者であるとの国土交通省の了解を得ることを条件に変更することができる。
- 7) DB管理運営機関は、国土交通省情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- 8) DB管理運営機関は、国土交通省が合意した公開するデータ以外、本事業で知り得た情報について、国土交通省の同意なく第三者に提供してはならない。
- 9) 著作権について、データベースは、国土交通省に帰属するものとし、データベースのデータは、データ登録者（各施設管理者）に帰属するものとする。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募書類の提出をもって誓約します。

### 記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に記載する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上

## DB管理運営機関として申請する道路施設分野について

DB管理運営機関への申請にあたり、道路施設分野は、①基礎データ、②道路橋、③トンネル、④舗装、⑤道路附属物、⑥土工とし、申請者が申請書に記載するものとする。

## ① 基礎データ

道路橋、トンネル、舗装、道路附属物、土工に関する国、地方公共団体、高速道路会社等の諸元、診断の判定区分及び措置着手状況等のデータ

## ② 道路橋

「道路橋定期点検要領」などに基づく、国、地方公共団体、高速道路会社等の点検・診断データ及び修繕履歴等の措置データ

## ③ トンネル

「道路トンネル定期点検要領」などに基づく、国、地方公共団体、高速道路会社等の点検・診断データ及び修繕履歴等の措置データ

## ④ 舗装

「舗装点検要領」などに基づく、国、地方公共団体、高速道路会社等の点検・診断データ及び修繕履歴等の措置データ

## ⑤ 道路附属物

「横断歩道橋定期点検要領」、「門型標識等定期点検要領」、「小規模附属物点検要領」などに基づく、国、地方公共団体、高速道路会社等の点検・診断データ及び修繕履歴等の措置データ

## ⑥ 土工

「道路土工構造物定期点検要領」、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」などに基づく、国、地方公共団体、高速道路会社等の点検・診断データ及び修繕履歴等の措置データ、防災点検のデータ